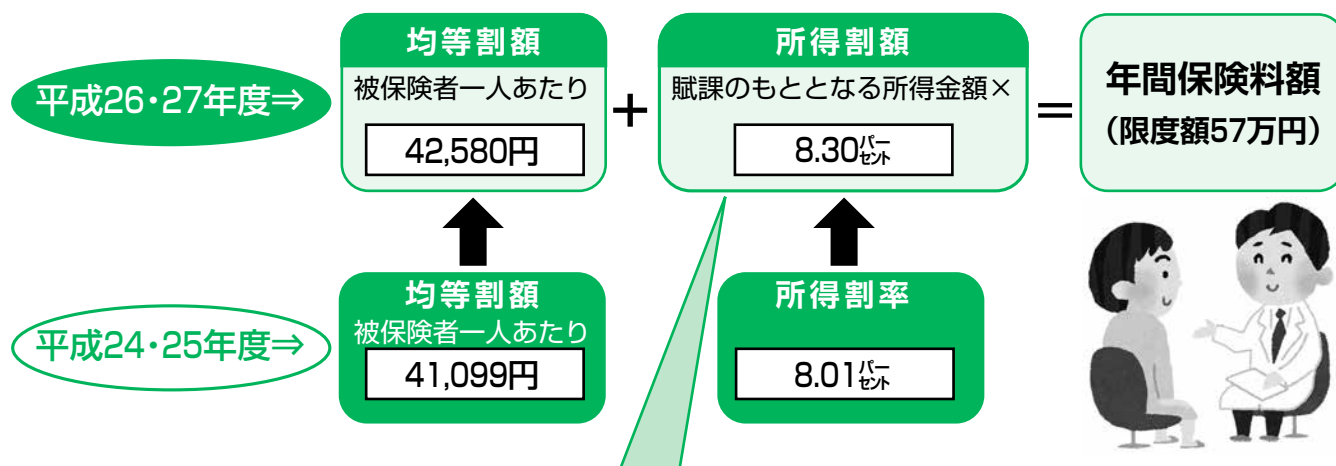


# 後期高齢者医療制度のお知らせです

## 平成26・27年度の保険料率が決まりました

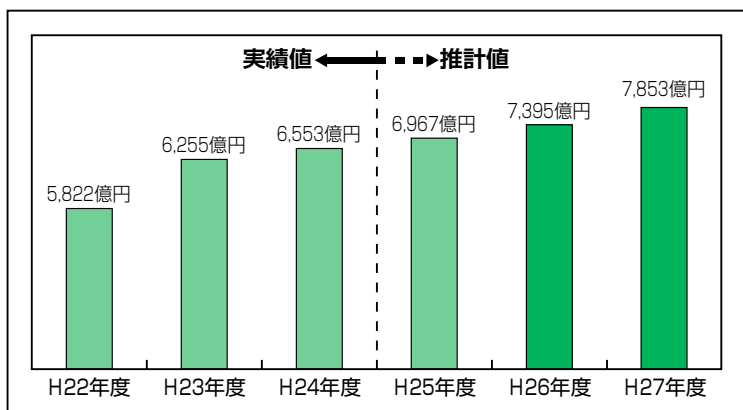
保険料の料率は、2年間の医療給付費等を推計して、2年ごとに見直しをします。  
保険料額は、7月に決定し、通知書をお送りします。



### 「賦課のもととなる所得金額」とは

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。\*所得とは、すべての収入から必要経費等を引いたものです(年金・給与収入の場合は計算式があります)。

### ■医療給付費の推計



保険料率は、法令に基づき2年間の財政運営期間における医療給付費(医療費から窓口負担分を除いた額)等に応じて定めることになっています。このことから、平成26・27年度の期間に見込まれる医療給付費等を推計し、必要経費と公費などの収入の見込みから保険料必要額を計算しました。その結果、左表のとおり医療給付費の増加に伴い、必要額も増加することが見込まれたため、料率を改定せざるをえなくなりました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

### ..... 保険料抑制のために、次の対策を講じました！ .....

#### 1 保険料限度額を55万円から57万円へ

国の政令改正により、保険料限度額を57万円に改定しました。保険料限度額を引き上げると、所得割率を抑制する効果があり、その結果所得割率の上昇を一定程度抑制することができました。

#### 2 抑制のための財源(75億円)の投入

平成24・25年度の財政運営期間で生じる剰余金と県管理の財政安定化基金からの交付金を投入します。

# 後期高齢者医療の保険証を一斉更新します

現在使っている保険証（だいだい色）の有効期限は、今年7月31日までです。8月以降に医療機関等にかかるときは、必ず新しい保険証（水色）を提示してください。新しい保険証は水色で、上部に青色の帯が入っているものです。

## ◆新しい保険証の更新

7月31日までに、郵送で新しい保険証をお届けします。手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。

## ◆新しい保険証の有効期間（2年間）

平成26年8月1日～平成28年7月31日

## ◆注意事項

古い保険証は、8月1日以降小さく切るなどして処分するか、役場まで郵送等でご返却ください。また、8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、健康増進課までお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 ☎内線214

（表面）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
被 任 所	
保 険 者 氏 名	
生年月日	
資格取得年月日	
有効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span style="font-size: small;">神奈川県後期高齢者医療広域連合</span> </div>

## 病院や薬局を利用する際には、次のことを心がけましょう

- 1 かかりつけ医を持ち、気になることはまずかかりつけ医に相談しましょう。
- 2 同じ病気で複数の病院を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの恐れもあります。
- 3 「おくすり手帳」を活用しましょう。
- 4 先発医薬品をジェネリック医薬品に変更することで、同等のお薬を使いながら、お薬にかかる自己負担額を減らすことができる場合があります。
- 5 病気の早期発見のために、長寿健診を受診しましょう。



## ご注意ください！ 不審な電話や訪問が頻発しています！

町職員などを名乗り、「還付金があります」などと、ATM（現金自動預払い機）から振り込ませる詐欺事件や保険証をだまし取る詐欺事件が発生しています。

### ■ここに注意してください！

- ・町からATMの操作をお願いすることはありません。
- ・保険証や銀行のカード、通帳、印鑑などをお預かりすることはありません。
- ・暗証番号や住所、家族構成などの個人情報をおたずねすることはありません。
- ・詐欺や詐欺だと思ったら、慌てずに家族や警察、町役場へご相談ください。

